改正個人情報保護法と個人情報保護条例の対比表

項目	改正個人情報保護法	神戸市個人情報保護条例	整理(案)
第1章 総則			
1目的			
目的	【1条】 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	【1条】 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。	A
 2 定義			
個人情報	【2条1項】 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 二 個人識別符号が含まれるもの	【2条】 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 (2) 特定個人情報 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報(法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を含む。)をいう。	A
個人識別符号	【2条2項】 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの		В
要配慮個人情報		(参考)【7条3項】	ח
	この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、 社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実そ の他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じな いようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定 める記述等が含まれる個人情報をいう。	実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等を収集してはならない。(略)	B (定義)

本人	【2条4項】	【2条1項7号】	
47	【		A
	よって識別される特定の個人をいう。	情報から識別され、又は識別されうる当該個人をいう。	
		情報がら越別され、 又は越別されりる自該個人をいう。	
仮名加工情報	【2条5項】		В
	この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個		_
	人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情		
	報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよ		
	うに個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。		
	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含ま		
	れる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復		
	元することのできる規則性を有しない方法により他の記述		
	等に置き換えることを含む。)。		
	二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含ま		
	れる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符		
	号を復元することのできる規則性を有しない方法により他		
	の記述等に置き換えることを含む。)。		
E A to T 桂却			
匿名加工情報	【2条6項】		В
	この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個		
	人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の		
	個人を識別することができないように個人情報を加工して得		
	られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元する		
	ことができないようにしたものをいう。		
	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含ま		
	れる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復		
	元することのできる規則性を有しない方法により他の記述		
	等に置き換えることを含む。)。		
	 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含ま		
	れる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符		
	号を復元することのできる規則性を有しない方法により他		
	の記述等に置き換えることを含む。)。		
(田) 間) 市(桂却)			
個人関連情報	【2条7項】		В
	この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関す		
	る情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の		
	いずれにも該当しないものをいう。		
行政機関	【2条8項】		В
	この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。		D
	一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除		
	く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関		
	二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八		
	十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これ		
	らの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関		
	にあっては、当該政令で定める機関を除く。)		
	三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第		
	二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれ		
	る機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)		
	四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法		
	(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに		
	内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条		
	第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政		
	令で定めるもの		
	五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条		
	の三の特別の機関で、政令で定めるもの		
<u> </u>	六 会計検査院		
独立行政法人等	【2条9項】		ח
	- この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則		В
	法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行		
	政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。		
地方独立行政法	**************************************		
			В
人等	この法律において「地方独立行政法人等」とは、地方独立行政法人等」とは、地方独立行政法人等」とは、地方独立行政法人等」とは、地方独立行政		
	法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する		
<u> </u>	地方独立行政法人をいう。		

行政機関等	【2条11項】 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 一 行政機関 二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。) 三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。) 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。)	【2条1項4号】 (4) 実施機関 市長,議会の議長,公営企業管理者,消防長,教育委員会,選挙管理委員会,人事委員会,監査委員,農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。	A
(基本理念)	【3条】 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。		В
第二章 国及び地方	方公共団体の責務等		
(国の責務)	【4条】 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の 機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合 的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。		В
(地方公共団体 の責務)	【5条】 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	(実施機関の責務)【3条】 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の 保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護 の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めな ければならない。	A
		(事業者の責務)【4条】 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の 取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必 要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護 に関する市の施策に協力しなければならない。	С
		(市民の責務)【5条】 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。	С
		(出資法人の講ずべき措置)【30条】 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは、この条例に基づく市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。	С
(法制上の措置等)	【6条】 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。		В
第三章 個人情報の	D保護に関する施策等		
第一節 個人情報の	D保護に関する基本方針		
	【7条1項】 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な 推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基		В

	本方針」という。)を定めなければならない。		
	【7条2項】		В
	基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。		
	一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方		
	向 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項		
	二 国が講すべき個人情報の保護のための指置に関する事項 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に		
	一 地方公共団体が研りてき個人情報の休霞のための指置に 関する基本的な事項		
	に関する基本的な事項		
	五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措		
	置に関する基本的な事項		
	一		
	五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に		
	 規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項		
	 に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保		
	護のための措置に関する基本的な事項		
	七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事		
	項		
	八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要		
	事項		
	【7条3項】		В
	内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の		D
	案について閣議の決定を求めなければならない。		
	【7条4項】		В
	内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったとき		D
	は、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。		
	【7条5項】 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。		В
 第二節 国の施策	削一項の規定は、基本方針の変更について専用する。		
(国の機関等が	【8条1項】		
保有する個人情	国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保さ		В
報の保護)	れるよう必要な措置を講ずるものとする。		
TK > PRILE)	【8条2項】		
	国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正		В
	な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。		
(地方公共団体	【9条】		D
等への支援)	国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に		В
	関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱い		
	の確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公		
	共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を		
	図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとす		
	る。		
(苦情処理のた	【10条】		В
めの措置)	国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた		D
	苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずる		
/ has a late to	ものとする。		
(個人情報の適			В
正な取扱いを確	国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する四人情報の協定な取扱いな際保		
保するための措 置)	る個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保 するために必要な措置を講ずるものとする。		
旦	するために必要な指直を調するものとする。 【11 条 2 項】		
	【11 未 2 項】 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人		В
	国は、第五章に焼足する地方公共団体及び地方独立行政公人 による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置		
	を講ずるものとする。		
 第三節 地方公共団			
(地方公共団体	【12条1項】	【3条1項】	Λ
の機関等が保有	地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱	実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の	A
する個人情報の	いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護	

保護)		の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めな ければならない。	
	【12条2項】 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、 その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要 な措置を講ずるものとする。		В
(区域内の事業 者等への支援)	【13条】 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	【3条1項】 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の 保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護 の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めな ければならない。	A
(苦情の処理の あっせん等)	【14条】 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	【31条】 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相 談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとす る。	A
第四節 国及び地方	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		
	【15条】 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。	【32条】 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の 権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国 若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは 他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。	A
第四章 個人情報取	双扱事業者等の義務等 (主な条項を抜粋)		
第一節 総則			
(記田日始に上	【16条2項】 2 この章及び第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一 国の機関 二 地方公共団体 三 独立行政法人等 四 地方独立行政法人 3~7(略) 8 この章において、「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。	【2条5号】 (5) 事業者 法人その他の団体(国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。)及び事業を営む個人をいう。	A
(利用目的による制限)	【18条】 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報を取り扱ってはならない。 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以		В

(適正な取得)	下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。 【20条】 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あら	В
	かじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。	
	四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利	
	益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)。	
(第三者提供の	七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合	
制限)	個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難	В
	であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。	

	六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)。 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。 2~6 (略)		
第六節 雑則			
(適用除外)	【57条】	【29 条の 2 】	
	個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)報道の用に供する目的 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的 三 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的 四 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう	事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的 (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的 (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的 (4) 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的 (5) 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的	A
(適用の特例)	 努めなければならない。 【58条】 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。 一 別表第二に掲げる法人 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの 2 (略) 		В
(学術研究機関等の責務)	【59条】 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。		В
第五章 行政機関等	・の義務等		
第一節 総則			
保有個人情報	【60条1項】 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項	【2条1項8号】 (8) 公文書 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第 29号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に 規定する公文書をいう。	A

		<u> </u>
	に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保	
	有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。	
	以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)	
	第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるもの	
	を含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団	
	体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は	
	取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団	
	体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるもの	
	として、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保	
	有しているもの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲	
	げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)を	
	いう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録	
/m	されているものに限る。	
個人情報ファイ		В
ル	この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個	
	人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	
	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情	
	報を電子計算機を用いて検索することができるように体	
	系的に構成したもの	
	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成す	
	るために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保	
	有個人情報を容易に検索することができるように体系的	
	に構成したもの	
	【60条3項】	_
加工情報	この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号の	В
加工旧水	いずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情	
	報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五	
	条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同	
	条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項におい	
	て同じ。)、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開	
	示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書	
	に規定する情報を含む。)又は地方公共団体の情報公開条例	
	(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報	
	の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体	
	の条例をいう。以下この章において同じ。) に規定する不開示	
	情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相	
	当するものをいう。) が含まれているときは、これらの不開示	
	情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情	
	報をいう。	
	一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同	
	条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファ	
	イル簿に掲載しないこととされるものでないこと。	
	二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独	
	立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政	
	法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、	
	当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録され	
	ている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三	
	条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の	
	規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、こ	
	れらの者が次のいずれかを行うこととなるものであるこ	
	<u>ک</u> .	
	イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部	
	又は一部を開示する旨の決定をすること。	
	ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、	
	独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二	
	項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一	
	項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに	
	限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。	
	三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障	
	のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人	
	情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工	
		<u>I</u>

	情報を作成することができるものであること。		
行政機関等匿名加工情報ファイル	【60条4項】 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの		В
条例要配慮個人情報	【60条5項】 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の 機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人 情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本 人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう にその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が 条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。		D
		(定義)【2条3号】 (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 (同法第26条において準用する場合を含む。)の規定に より記録された特定個人情報をいう。	定義
		(定義)【2条6号】 (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力,蓄積,編集,加工,修正,更新,検索,消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし,専ら文章を作成し,又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。	定義
	における個人情報等の取扱い		
(個人情報の保有の制限等)	行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 【61条2項】	【7条1項】 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、個人情報等を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 【7条1項】	A
	行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、個人情報等を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 【8条3項】 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報等を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。	
	【61条3項】 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目 的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超え て行ってはならない。		В
(利用目的の明 示)	【62条】 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があ	(参考)【7条1項】 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、個人情報等を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	В

	政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務 又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められ るとき。		
の禁止)	【63条】 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。		В
(適正な取得)	【64条】 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を 取得してはならない。	【7条1項】 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、個人 情報等を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成 するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段に より収集しなければならない。	A
		 (収集の制限)【7条2項】 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報等の提供を受けるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。 	C
		(収集の制限)【7条3項】 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。	C
(正確性の確保)	【65条】 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個 人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければな らない。	【8条1項】 実施機関は、個人情報等を取り扱う事務の目的を達成する ために必要な範囲内において、個人情報等を正確かつ最新 の状態に保つように努めなければならない。	A
(安全管理措置)	【66条1項】 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	【8条2項】 実施機関は、個人情報等の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために安全を確保する措置を講じなければならない。特に電子計算機処理に係る個人情報等については、厳格な当該措置を講じなければならない。	A
	【66条2項】 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務 を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当 該委託を受けた業務 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設 をいう。)の管理の業務 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業 務であって政令で定めるもの 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業 務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二	【13条】 実施機関は、個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部の 処理を実施機関以外のものに委託(個人情報等を取り扱う 公の施設の管理に係る地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。) をしようとするときは、当該事務に係る個人情報等を保護 するために必要な措置を講じなければならない。 【14条1項】 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、 個人情報等の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他 の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じな ければならない。	A

	以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を 受けた業務		
(従事者の義務)	【67条】 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	た者は、その事務に関して知り得た個人情報等を正当な理 由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならな	A B (派遣労働者)
(漏えい等の報 告等)	【68条1項】 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他 の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利 利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会 規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則 で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護 委員会に報告しなければならない。		В
	【68条2項】 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生 じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当するときは、この限りでない。 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を 保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報 のいずれかが含まれるとき。		В
(利用及び提供の制限)	【69条1項】 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	【9条1項】 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下「特定 除外個人情報」という。)を取り扱う事務の目的以外の目的 のために、特定除外個人情報を当該実施機関の内部におい て利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはなら ない。	A
	【69条2項】 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。	 【9条1・2項】 … ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令等に規定があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、特定除外個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。 	A C (第 4 号)

	【69条3項】 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の 法令の規定の適用を妨げるものではない。		В
	【69条4項】 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。		В
		 (特定個人情報の利用の制限)【9条の2】 実施機関は、第7条第1項の規定により明確にされた事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、事務の目的以外の目的に特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を利用することができる。 3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。 	C
		(特定個人情報の提供の制限)【9条の3】 実施機関は、番号法第 19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。	С
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号	くは使用方法の制限その他必要な制限を付し,又はその適 正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなけ	A
(外国にある第 三者への提供の 制限)	【71条1項】 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。		В
	【71条2項】 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。		В
	【71条3項】 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措		В

	置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。		
		(電子計算機処理の制限)【11条】 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令等に規定があるとき。 (2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。	C
		(電子計算機の結合の制限)【12条】 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。	С
(個人関連情報 の提供を受ける 者に対する措置 要求)	【72条】 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。		В
(仮名加工情報 の取扱いに係る 義務)	【73条1項】 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。		В
	【73条2項】 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。		В
	【73条3項】 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。		В
	【73条4項】 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用		В

	いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 【73 条 5 項】 前各号の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合において準用する。		В
 第三節 個人情報フ	 = 1 .		
第三郎 個人情報ファ		(
(個人情報 イルの保有 第 前 知)		(参考)【6条1項・3項】 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。)を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 個人情報等を取り扱う事務の名称及び目的 (2) 個人情報等を取り扱う事務を所掌する組織の名称 (3) 個人情報等の対象者の範囲 (4) 個人情報等の記録項目 (5) 個人情報等の記録項目 (5) 個人情報等の電子計算機処理を行うときは、その旨 (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報等の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先 (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。	B
	【74条2項】 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な		В

	連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル+ 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル		
	【74条3項】 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。		В
(個人情報ファ イル簿の作成及 び公表)	【75条1項】 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	(参考)【6条4項】 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を 記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。	В
	【75条2項】 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用 しない。 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファ イル 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録さ れている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファ イルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該 公表に係るこれらの事項の範囲内のもの	マニュアル処理ファイルで、電算処理ファイルの作成に際して、	В
	三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル 【75条3項】 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。	付随する入力表・出力表など、掲載の意義が乏しいもの	В
	【75条4項】 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項 の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、 「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときは、その旨」とする。		В
第四節 開示、訂正	【75条5項】 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人 が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の 個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成 し、公表することを妨げるものではない。 E及び利用停止		D
第一款 開示 (開示請求権)	【76条1項】 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	【15条1項】 何人も、実施機関に対し、公文書等に記録されている自己 の個人情報等の開示の請求(以下「開示請求」という。)を することができる。	A

	【76条2項】 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任 による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。) は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節 及び第百二十七条において「開示請求」という。)をすること ができる。	【15条2項】 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報等の開示請求の委任を受けた弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。),土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。),税理士(税理士法人を含む。),弁理士(特許業務法人を含む。),社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。),行政書士(行政書士法人を含む。)若しくは海事代理士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。	A
(開示請求の手続)	【77条1項】 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において 「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなけ ればならない。 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書 等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定する に足りる事項	請求書(以下単に「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所	A
	【77条2項】 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	【18条2項】 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施 機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報等の本人 又は法定代理人等であることを証明するために必要な書 類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければなら ない。	A
	【77条3項】 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	【18条3項】 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	A
(保有個人情報 の開示義務)		【16条】 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。)に対し、開示請求に係る個 人情報等を開示しなければならない。ただし、当該個人情 報等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りで ない。	A
	一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本 人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人を いう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項 において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそ れがある情報	(5) 開示をすることにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じると認められる個人情報等	A
	二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の 当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含ま れる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外	(3) 第18条の規定により開示請求をした者(当該者が法 定代理人等であるときは、本人)以外の第三者に関する 情報を含む個人情報等であって、開示をすることによ	A
	の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照	り、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあ	В
	合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識	ると認められるもの(人の生命,身体又は健康を保護するため,開示することが必要であると認められるものを除く。)	(公務員の職 務遂行情報)
	別することはできないが、開示することにより、なお開示請 求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。た		
	だし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報		
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行		

政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の 員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(明 二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方 務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合 おいて、当該情報がその職務の遂行に係る情報である きは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務 行の内容に係る部分	引和 i 公 i に i と	
三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開えることが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で意に提供されたものであって、法人等又は個人における例として開示しないこととされているものその他の当該件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らて合理的であると認められるもの	等」 p個 こだ 式す 利、 の 近任 ら通 弦条	В
四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節にいて「開示決定等」という。)をする場合において、開示ることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくに際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しく国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	は は は	В
五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機に限る。)が開示決定等をする場合において、開示するこにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の報 その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めてとにつき相当の理由がある情報	i と i(行 i)が	В
六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立 政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に する情報であって、開示することにより、率直な意見の交 若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、 当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に 当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるも	· 関 - 換 - 不 - 不	В
七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立 政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開 ることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事 の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ば おそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立 政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が書 れるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な れるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益 被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機 を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合 おいて、犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩所 維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは復 に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそ 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその 見を困難にするおそれ 二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政 人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利	(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報等であって、開示をすることが適切でないと認められるもの (4) 市その他公共団体、国又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人が行う取締り、監督、検査、争訟、交渉その他の事務事業に関する個人情報等であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの な収される発	A B (調査研究・人 事管理情報等)

	又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂 行を不当に阻害するおそれ へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確 保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地 方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当 な利益を害するおそれ		
		(1) 法令等若しくは神戸市会会議規則(昭和 31 年 10 月 20 日市会議決)の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により、本人に対し開示をすることができないとされている個人情報等	C
	【78条2項】 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の 規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、 「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとさ れている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関 情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であっ て情報公開条例において開示しないこととされているものの うち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示と する必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。		Ď
(部分開示)	【79条1項】 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。	【17条】 実施機関は、開示請求に係る個人情報等に前条各号のいずれかに該当する個人情報等が含まれている場合において、 当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該部分を除いて、開示をしなければならない。	A
	【79条2項】 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。		В
(裁量的開示)	【80条】 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。		В
(保有個人情報 の存否に関する 情報)	【81条】 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	【17条の2】 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで、第 16 条各号のいずれかに該当する個人情報等を開示することとなるときは、当該個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	A
		(個人情報等の存否に関する情報)【17条の2】 2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したと きは、速やかに審議会に対し、その旨を報告しなければ ならない。	С

(開示請求に対する措置)	【82条1項】 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。	【19条1項】 実施機関は、開示請求に係る個人情報等の全部又は一部を 開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。) をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実 施に関し必要な事項を書面により通知しなければならな い。	A
	【82条2項】 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	【19条2項】 実施機関は、開示請求に係る個人情報等の全部を開示しないとき(第 17 条の2の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報等を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	A
		【19条3項】 前項の規定により、開示請求に係る個人情報等の開示をしない旨(第 17 条の規定により開示請求に係る個人情報等の一部の開示をしないことを含む。)を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報等の全部又は一部が第16 条各号に掲げる個人情報等に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。	C
(開示決定等の期限)	【83条1項】 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	【19条4項】 第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、 開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければ ならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた 場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算 入しない。	A
	【83条2項】 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	【19条5項】 実施機関は、第4項に規定する期間内に開示決定等を行う ことができないことにつき正当な理由がある場合にあっ ては、請求書の提出があった日から起算して 45 日を限度 としてその期間を延長することができる。この場合におい て、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及 び理由を開示請求者に通知しなければならない。	A
(開示決定等の期限の特例)	【84条】 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限		В
		【19条6項】 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して 45 日を経過した後においても開示決定等を行わないときは、開示請求に係る個人情報等の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。	С

(事案の移送)	【85条1項】	【19条の2 1項】	A
	行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外から提供されたよのであ	実施機関は、開示請求に係る個人情報等(情報提供等記録	~ *
	機関の長等が属する行政機関等以外から提供されたものであ	を除く。以下「対象個人情報等」という。)が他の実施機関	
	るとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにのなる。	から提供されたものであるとき、その他他の実施機関におし、 フリー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	
	ることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の	いて開示決定等をすることにつき正当な理由があるとき	
	長等と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することの担合においては、移送される行政機関の	は、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事実な経営せることができる。この場合においては	
	ることができる。この場合においては、移送をした行政機関の	し、事案を移送することができる。この場合においては、	
	長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければなくない。	移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送し	
	知しなければならない。	た旨を書面により通知しなければならない。	
	【85条2項】 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行	【19条の2 2項】 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた	A
	政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等	実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を	
	をしなければならない。この場合において、移送をした行政機	しなければならない。この場合において、移送をした実施	
	関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長	機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がした	
	等がしたものとみなす。	ものとみなす。	
	【85条3項】	【19条の2 3項】	A
	前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二名第一項の決定(以下での第四大会)	前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定を	
	二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)	したときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければな	
	をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなけれ	らない。この場合において、移送をした実施機関は、当該	
	ばならない。この場合において、移送をした行政機関の長等	開示の実施に必要な協力をしなければならない。	
(M — +) - + +	は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。	[10 A @ 2 1 EV	
(第三者に対す	【86条1項】	【19条の3 1項】	A
る意見書提出の	開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共	開示請求に係る個人情報等に市、市が設立した地方独立行	
機会の付与等)	団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この	政法人,国,他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以	
	条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三		
	者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関		
	の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三	は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者	
	者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情	に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項	
	報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出	を通知して、意見書を提出する機会を与えることができ	
	する機会を与えることができる。 【86 条 2 項】	る。 【19条の3 2項】	
	100 采 2 頃 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開	19 乗の3 2 項】 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報	A
		等を開示しようとする場合であって、当該情報が人の生	
		,	
	り、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政	命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要で	
	令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機	あると認められる情報に該当するときは、開示決定に先立	
	会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関す ス情報の内容をの他必要な東頂を書面により通知して、意	
	しない場合は、この限りでない。	る情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機合を与えなければならない。なだし、当	
	一第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示した。よれて提合であって、光弦等三者に関する情報が第	見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当	
	しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第	該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	
	七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する。		
	る情報に該当すると認められるとき。		
	二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八		
	十条の規定により開示しようとするとき。	Lio A o o o o o o o o	
	【86条3項】	【19条の3 3項】	A
	行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会	実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与	
	を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対	えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対	
	の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定	の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を	
	をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少	提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定	
	なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、	の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置	
	行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第百五条	かなければならない。この場合において、実施機関は、開	
	において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、	示決定後速やかに、反対意見書を提出した第三者に対し、	
	開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書	開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日	
	面により通知しなければならない。	を書面により通知しなければならない。	

(開示の実施)	【87条1項】 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	【20条1項~3項】 実施機関は、開示決定を行ったときは、速やかに、開示 請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報等の開示を しなければならない。 2 開示請求に係る個人情報等の開示は、次の各号に掲げ る個人情報等の区分に応じ、当該各号に定める方法によ り行うものとする。 (1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報等 当該個人情報等に係る部分の閲覧又は写しの交付 (2) 電磁的記録に記録されている個人情報等 その種 別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法 3 前項各号の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求 に係る個人情報等の開示をすることにより、当該公文書 の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、第17 条の規定により開示をするときその他相当の理由があ るときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又 は複写したものの写しを交付することができる。	A
		【20条4項】 4 第 18条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報等 の開示を受ける者について準用する。	С
	【87条2項】 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。		В
	【87条3項】 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で 定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に 対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事 項を申し出なければならない。		В
	【87条4項】 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知 があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当 該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な 理由があるときは、この限りでない。		В
		(簡易な開示)【21条】 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報等については、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 19 条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報等の開示をしなければならない。	C
(他の法令による開示の実施との調整)	【88条1項】 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 【88条2項】 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	【35条2項】 法令等(情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところによる。 (1) 特定除外個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧 (2) 特定除外個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付 (3) 個人情報の訂正	A
(手数料)	【89条1項】 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。		В

	【89条2項】 地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、条例で定める ところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数 料を納めなければならない。	(参考)【34条1項・2項】 開示請求,訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は,無料とする。 2 第20条第2項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は,当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。	D
	【89条3項】 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用 しやすい額とするよう配慮しなければならない。 【89条4項】 独立行政法人等に対し開示請求する者は、独立行政法人等の 定めるところにより、手数料を納めなければならない。		D
	【89条5項】 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の 手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。		В
	【89条6項】 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に 供しなければならない。		В
	【89条7項】 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、 <u>地方独立行政</u> 法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。		В
	【89条8項】 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の 条例で定める手数料の額を参酌して、 <u>地方独立行政法人</u> が定 める。		В
	【89条9項】 <u>地方独立行政法人</u> は、前二項の規定による定めを一般の閲覧 に供しなければならない。		В
第二款 訂正			
(訂正請求権)	【90条1項】 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの	【22条1項】 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報等の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報等の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。	A
	【90条2項】 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下 この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。)をす ることができる。		A
	【90条3項】 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内 にしなければならない。		В
(訂正請求の手続)	訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において 「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなけ ればならない。	【23条1項】 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した 請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出し なければならない。 (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所	A
	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項三 訂正請求の趣旨及び理由	 (1) 訂正請求をしようとする有の氏名及び住所 (2) 訂正請求に係る個人情報等を特定するために必要な事項 (3) 訂正請求の内容 (4) 訂正請求をする理由 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 【23条2項】 	

		機関に対し、当該訂正を求める内容が事実に合致すること	
		を証明する資料を提出しなければならない。	
	【91条2項】	【23条3項】	A
	前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるとこ	第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準	11
	ろにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前	用する。	
	条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る		
	保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示		
	し、又は提出しなければならない。		
	【91条3項】	【23条3項】	
	行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認め	第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準	A
	るときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求	用する。	
	者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め		
	ることができる。		
(保有個人情報	【92条】	【23条の2】	A
の訂正義務)	行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正	実施機関は、訂正請求があった場合において、必要な調査	11
	請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有	を行い、当該訂正請求に係る個人情報等の内容に事実の誤	
	個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人	りがあるときは、当該個人情報等の訂正をしなければなら	
	情報の訂正をしなければならない。	ない。	
(訂正請求に対	【93条1項】	【24条2項】	
する措置)	行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をす	実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報等	A
フ ⊘1日旦/			
	るときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書	の全部又は一部について訂正をする旨の決定(以下「訂正	
	面により通知しなければならない。	決定」という。)を行ったときは、速やかに、訂正を行った	
		上, 訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。) に対	
		し、書面により、その旨を通知しなければならない。	
	【93条2項】	【24条4項】	٨
	行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をし	実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報	A
	ないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を		
	書面により通知しなければならない。	たときは、速やかに、訂正請求者に対し、書面により、そ	
		の旨を通知しなければならない。	
(訂正決定等の	【94条1項】	【24条1項】	A
期限)	前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)	実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求書の提出	11
	は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならな	があった日から起算して 30 日以内に,訂正請求に係る個	
	い。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合	人情報等の訂正をするか否かの決定(以下「訂正決定等」	
	にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しな	という。)を行わなければならない。ただし,第23条第3	
	V ₀	頃において準用する第 18 条第3項の規定により補正を求	
	V * 0		
		めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間	
		に算入しない。	
	【94条2項】	【24条5項】	A
	前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困	第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定は、訂正請求に対する決	11
	難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三	定について準用する。	
	十日以内に限り延長することができる。この場合において、行		
	政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間		
	及び延長の理由を書面により通知しなければならない。		
(訂正決定等の	【95条】		
			В
期限の特例)	行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認め		
	るときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定		
	等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同		
	条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる		
	事項を書面により通知しなければならない。		
	一 この条の規定を適用する旨及びその理由		
	二 訂正決定等をする期限		
		【24条5項】	
		第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定は,訂正請求に対する決	C
		定について準用する。	
ļ			
		!	
(事案の移送)	【96条1項】	【24条の2 1項】	A
(事案の移送)	【96 条 1 項】 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五	【24条の2 1項】 実施機関は、訂正請求に係る対象個人情報等が他の実施機	A
(事案の移送)	- ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		A
(事案の移送)	行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五	実施機関は、訂正請求に係る対象個人情報等が他の実施機	A

	当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正 請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけれ ばならない。	対し、事案を移送することができる。この場合においては、 移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送し た旨を書面により通知しなければならない。	
	【96条2項】 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行 政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等 をしなければならない。この場合において、移送をした行政機 関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長 等がしたものとみなす。	【24条の2 2項】 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた 実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を しなければならない。この場合において、移送をした実施 機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がした ものとみなす。	A
	【96条3項】 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十 三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」 という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該 訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。	【24条の2 3項】 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定を したときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づ き訂正の実施をしなければならない。	A
(保有個人情報 の提供先への通 知)	【97条】 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の 実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保 有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通 知するものとする。	【24条3項】 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機 関は、訂正に係る個人情報等の提供先(情報提供等記録に あっては、総務大臣及び番号法第 19 条第7号に規定する 情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定す る条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提 供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であ って、当該実施機関以外の者に限る。))に対し、速やかに、 書面によりその旨を通知しなければならない。	A
 第三款 利用停止			
	【98条1項】 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去二第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止	【25条1項】 開示決定等を受けた者は、開示決定等に係る自己の対象個人情報等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該対象個人情報等の利用の停止、削除又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 第7条若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条及び第25条の3において同じ。)に記録されているとき。当該対象個人情報等の削除 (2) 第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。当該対象個人情報等の利用の停止 (3) 第9条又は第9条の3の規定に違反して提供されているとき。当該対象個人情報等の得供の停止	A
	【98条2項】 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 (以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」とい う。)をすることができる。	【25条2項】 第 15条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。	A
	【98条3項】 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日 以内にしなければならない。		В
(利用停止請求の手続)	【99条1項】 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 三 利用停止請求の趣旨及び理由	【第25条の2 1項】 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関 に提出しなければならない。 (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所 (2) 利用停止請求に係る対象個人情報等を特定するため に必要な事項 (3) 利用停止請求の内容	A

		(4) 利用停止請求をする理由 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
	【99条2項】 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定める ところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であ ること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利 用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること) を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	【25条の2 2項】 第 18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。	A
	【99条3項】 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると 認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において 「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、 その補正を求めることができる。	【25条の2 2項】 第 18条第2項及び第3項の規定は,利用停止請求について準用する	A
(保有個人情報 の利用停止義 務) (利用停止請求	【100条】 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用自的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。	【25条の3 1項~2項】 実施機関は、利用停止請求があった場合において、第7 条若しくは番号法第 20 条の規定に違反して収集されているとき、又は同法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは当該利用停止請求に係る対象個人情報等の削除を、第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは当該利用停止請求に係る対象個人情報等の利用の停止を、第9条又は第9条の3の規定に違反して提供されているときは当該利用停止請求に係る対象個人情報等の提供の停止をしなければならない。 2 実施機関は、前項の場合において、公益上特に必要があるときには、前項の規定にかかわらず、第7条の規定に違反して収集された当該利用停止請求に係る対象個人情報等の利用の停止をすることができる。 【25条の4 2項】	A
(利用停止調水に対する措置)	行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 実施機関は、前項の規定により利用停止請求に係る対象個人情報等の全部又は一部について利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、利用停止を行った上、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)及び必要があると認めるときは、当該対象個人情報等の提供先に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。	A
	【101条2項】 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用 停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対 し、その旨を書面により通知しなければならない。	【25条の4 3項】 実施機関は、第1項の規定により利用停止請求に係る対象 個人情報等の全部又は一部について利用停止をしない旨 の決定を行ったときは、速やかに、利用停止請求者に対し、 書面により、その旨を通知しなければならない。	A
(利用停止決定 等の期限)	【102条1項】 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	【25条の4 1項】 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求書の提出があった日から起算して 30 日以内に、利用停止請求に係る対象個人情報等の利用停止をするか否かの決定(以下「利用停止決定等」という。)を行わなければならない。ただし、第 25条の2第2項において準用する第 18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	A
	【102条2項】 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	【25条の4 4項】 第19条第5項及び第6項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。	A

(利用停止決定 等の期限の特 例)			В
		【25条の4 4項】 第 19条第5項及び第6項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。	С
第四款 審査請求			
(審理員による	【104条1項】		В
審理手続に関す	行政機関の長等(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人		D
る規定の適用除	を除く。次項及び次条において同じ。)に対する開示決定等、		
外等)	訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは		
	利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政		
	不服審查法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、		
	第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の担害は、第四人ない。		
	の規定は、適用しない。 【104条2項】		
	104 未 2 頃		В
	定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不		
	作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定		
	の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規		
	定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは		
	「第四条(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五		
	十七号)第百七条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定		
	により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継		
	ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同		
	法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査		
	庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員か		
	ら第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出さ トトトナースでは「ちょう」とより、同時が関し関係力」に		
	れたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行 政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会		
	(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定		
	める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受		
	けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項		
	第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員		
	意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する		
	場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たと		
	き)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四		
	号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」		
	とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。		
(審査会への諮		【26 条】	A
問)	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正	開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査	11
	請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求が	請求があったときは、市長等は、次の各号のいずれかに該	
	あったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関	当する場合を除き、遅滞なく審議会に諮問し、その答申を	
	の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政		
	機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律	V 10	
	で定める審査会)に諮問しなければならない。		
	一 審査請求が不適法であり、却下する場合	(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。	Λ
			A
	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保	(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る	Λ
	有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個	個人情報等の全部を開示する旨の決定を除く。以下この	A
	人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を	号及び第26条の3第1項において同じ。)を取り消し,	
	除く。)	又は変更し、当該審査請求に係る個人情報等の全部を開	
		示することとするとき。ただし、当該開示決定等につい	
		て反対意見書が提出されているときを除く。	

	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保 有個人情報の訂正をすることとする場合	(3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等(訂正請求の全部を認容して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して記正させることと	A
	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合	て訂正をすることとするとき。 (4) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を認容して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。	A
	【105条2項】 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる 者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	【26条の2】 前条の規定により諮問をした市長等(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	A
	一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項 に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項 第二号において同じ。)	(1) 審査請求人及び参加人	A
	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者 が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	(2) 開示請求者, 訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	A
	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意 見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加 人である場合を除く。)	(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書 を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人 である場合を除く。)	A
	【105条3項】 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人 について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・ 個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機 関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で 定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一 項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。		(読替規定)
(地方公共団体 の機関等におけ る審理員による 審理手続に関す る規定の適用除 外等)	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、	【26条2項】 開示決定等,訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査請求については,行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により,同項本文の規定による指名をすることを要しない。	A
	【106条2項】 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (表を省略)		В
(第三者からの 審査請求を棄却 する場合等にお ける手続等)	【107条1項】 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 裁決をする場合について準用する。 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は 棄却する裁決 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情 報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査 請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者であ る参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を 表示している場合に限る。)	【第26条の3 1項】 第19条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報等を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	A
	【107条2項】 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正 請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求 については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人 にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第 四条の規定の特例を設けることができる。		В

第五款 条例との関 「		
	【108条】	D
	この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正	
	及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項につ	
	いて、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定め	
	ることを妨げるものではない。	
1	「匿名加工情報の提供等 新設 新設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
(行政機関等匿		В
名加工情報の作		
成及び提供等)	情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限	
	る。以下この節において同じ。)を作成することができる。	
	【109条2項】	В
	行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除	
	き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。	
	一 法令に基づく場合 (この節の規定に従う場合を含む。)	
	二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することが	
	できる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した	
	行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。	
	【109条3項】	D
	第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基	В
	づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有	
	個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供し	
	てはならない。	
	【109条4項】	В
	前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用	
	いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をい	
	j.	
(提案の募集に	【110条】	В
関する事項の個	行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等	D
人情報ファイル	が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のい	
簿への記載)	ずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルに	
	ついては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しな	
	ければならない。この場合における当該個人情報ファイルに	
	ついての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中	
	 「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。	
	 一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイル	
	である旨	
	このでは 二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地	
(提案の募集)	【111条】	
(派未り券末)		В
	行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところ	
	により、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が	
	保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条	
	第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節に	
	おいて同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものと	
	する。	
(行政機関等匿	【112条1項】	В
名加工情報をそ	前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する	ע
の用に供して行	保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を	
う事業に関する	その事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、	
提案)	当該事業に関する提案をすることができる。	
	【112条2項】	D
	前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところによ	В
	り、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出	
	してしなければならない。	
	一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法	
	人その他の団体にあっては、その代表者の氏名	
	二 提案に係る個人情報ファイルの名称	
	三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数	
I	四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加	
	工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工	

	の方法を特定するに足りる事項	
	五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方	
	法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される	
	事業の内容	
	六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に	
	供しようとする期間	
	七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その	
	他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ず	
	る措置	
	八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で	
	定める事項	
	【112条3項】	D
	前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会	В
	規則で定める書類を添付しなければならない。	
	一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しな	
	いことを誓約する書面	
	二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済	
	社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるこ	
	とを明らかにする書面	
(欠格事由)	【113条】	В
	次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をす	D
	ることができない。	
	一 未成年者	
	二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿	
	名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことが	
	できない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの	
	三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑	
	に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな	
	くなった日から起算して二年を経過しない者	
	五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用	
	に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年	
	を経過しない者	
	六 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号の バン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	いずれかに該当する者があるもの	
(提案の審査等)	【114条1項】	В
	行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは、	D
	当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなけ	
	ればならない。	
	一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれに	
	も該当しないこと。	
	二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加	
	工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な	
	活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以	
	上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保	
	有個人情報の本人の数以下であること。	
	三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により	
	特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合す	
	るものであること。	
	四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は	
	活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する	
	ものであること。	
	五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情	
	報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則	
	で定める期間を超えないものであること。	
	六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加	
	工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当	
	該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するた	
	めに適切なものであること。	
	七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で	
	定める基準に適合するものであること。	
1 1		1

	【114条2項】	
	行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二	В
	条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合す	
	ると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところ	
	により、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知する	
	ものとする。	
	一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿	
	名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨	
	二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定	
	める事項	
	【114条3項】	
	行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十	В
	二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適	
	合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定める	
	ところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その	
	旨を通知するものとする。	
(行政機関等匿	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(日政機関守置 名加工情報の利		В
用に関する契約		
の締結)	政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することが	
プが中がロノ	政 成 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
(行政機関等匿		
(行政機関等度 名加工情報の作		В
石加工情報の作	は、特定の個人を識別することができないように及びその作	
	成に用いる保有個人情報を復元することができないようにす	
	るために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める	
	基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。	
	【116条2項】	В
	前項の規定は、行政機関から行政機関等匿名加工情報の作成のます。	
	の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受	
	託した業務を行う場合について準用する。	
(行政機関等匿		В
名加工情報に関		
する事項の個人		
情報ファイル簿		
への記載)	場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規	
	定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用	
	については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、	
	第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。	
	一行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員	
	会規則で定める事項	
	二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地	
(/h	三 次条第一項の提案をすることができる期間	
作成された行		В
政機関等匿名加		
工情報をその用		
に供して行う事		
業に関する提案		
等)	ついて第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利	
	用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情	
	報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様と	
	する。	
	【118条2項】	В
	第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五	_
	条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合にお	
	いて、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第	
	四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもの	
	のほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百	
	十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるの	
	は「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第	
	一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次	

	に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。	
(手数料)	【119条1項】 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。	В
	【119条2項】 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機 関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結 する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額 を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならな い。	В
	【119条3項】 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。	D
	【119条4項】 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機 関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関 と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定 める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める 額の手数料を納めなければならない。	D
	【119条5項】 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。 第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情 報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独 立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければ ならない。	В
	【119条6項】 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。	В
	【119条7項】 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に 供しなければならない。	В
	【119条8項】 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、 <u>地方独立行政</u> 法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。	В
	【119条9項】 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項 の条例で定める手数料の額を参酌して、 <u>地方独立行政法人</u> が 定める。	В
	【119条10項】 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧 に供しなければならない。	В
(行政機関等匿 名加工情報の利 用に関する契約 の解除)		В

(識別行為の禁 止等)	【121条1項】 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当 たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工	В
	情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため に、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはな	
	らない。	
	【121条2項】	В
	行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行っ	
	た加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行	
	政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するため に必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に	
	に必要なものとして個人情報保護安貞伝規則で足める基準に 従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要	
	な措置を講じなければならない。	
	【121条3項】	<u> </u>
	前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等	В
	の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受け	
	た者が受託した業務を行う場合について準用する。	
(従事者の義務)	【122条】	В
	行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の	ע
	職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業	
	務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等	
	において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している	
	派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に 関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに	
	関して知り待た行政機関寺匿石加工情報寺の内容をみたりに 他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	
(匿名加工情報		
の取扱いに係る	123 ペイペイ 125 ペイイ 125	В
義務)	く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、	
	法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める	
	ところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報	
	に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法につ	
	いて公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る	
	情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。	
	【123条2項】	В
	行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に	D
	基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個	
	人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除	
	された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の担実により行われた加工の方法に関する情報を取得し	
	項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、 又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。	
	【123条3項】	_
	【123 末 3 頃】 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要	В
	なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、	
	匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなけれ	
	ばならない。	
	【123 条 4 項】前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報	В
	の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け	ש
	た者が受託した業務を行う場合について準用する。	
第六節 雑則	From the company	
(適用除外等) 	【124条1項】	В
	第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁	
	判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑	
	若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有 個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急	
	個人情報(当該裁判、処分者しくは執行を受けた者、更生繁急 保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに	
	保護の中山をした有文は忠威の上中があった有に保るものに 限る。)については、適用しない。	
	12 0 0 10 0 10 C 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	

	【194 名 9 四】	(他の制度との調整等)【35条1項・3項】 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報 (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報 (3) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報 3 第6条、第11条第1項及び第12条(審議会に係る部分に限る。)並びに第2章第2節及び第3節の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。	C
	【124条2項】 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。		В
(適用の特例)	【125条1項】 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。)の規定、第百七十六条及び第百八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に定める業務に係る部分を除く。)並びに第百八十一条の規定は、適用しない。		В
	【125条第2項】 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。)の規定を適用する。		В
	【125条3項】 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限る。)についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取り扱われているとき、と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。		В

(権限又は事務の委任)	【126条】 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二節から前節まで(第七十四条及び第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。		
(開示請求等を しようとする者 に対する情報の 提供等)	【127条】 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求 又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案(以 下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者 がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよ う、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有 個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示 請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ず るものとする。		В
(行政機関にお ける個人情報等 の取扱いに関す る苦情処理)	【128条】 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	【27条】 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報等の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	A
(地方公共団体 に置く審議会等 への諮問)	【129条】 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。		D
京六章 個人情報保	護委員会		
	THE A PLA		
第一節(略) 第二節 監督及び監			
第二節 監督及び監			
第二節 監督及び監	投事業者等の監督	【29条1項】 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。	A
第二節 監督及び監 第一款 個人情報取 (報告及び立入	【146条】 委員会は、第四章(第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者(以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。)その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報(以下この款及び第三款において「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため	市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提	A

	五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み	に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必	
	替えて適用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第		
	一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替	文な品直でしていてしています。	
	えて適用する場合を含む。)、第三十条(第二項を除き、第一		
	項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替え		
	て適用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条(第一項		
	(第五項において準用する場合を含む。)を除く。)、第三十四		
	条第二項若しくは第三項、第三十五条(第一項、第三項及び		
	第五項を除く。)、第三十八条第二項、第四十一条(第四項及		
	び第五項を除く。)若しくは第四十三条(第六項を除く。)の規		
	定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第		
	 一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第		
	│ │ 三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する		
	第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名		
	加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項におい		
	 て読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若し		
	くは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三		
	 条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第		
	八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第		
	四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において		
	個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、		
	当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その		
	他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告する		
	ことができる。		
	【148条2項】		D
	委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業		В
	者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかっ		
	た場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫している		
	と認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告		
	に係る措置をとるべきことを命ずることができる。		
	【148条3項】		D
	委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が		В
	第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、		
	第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十		
	一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若		
	しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違		
	反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若		
	しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第		
	三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四		
	十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用す		
	る第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項		
	若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱		
	事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重		
	大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要		
	があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当		
	該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を		
	とるべきことを命ずることができる。		
	【148条4項】	【29条3項】	A
	委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その		
	命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したと		
	きは、その旨を公表することができる。	ができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、当	
	= # /	該事業者の意見を聴取しなければならない。	
	請報保護団体の監督(略) の陸相		
第三款 行政機関等 (資料の提出の	の監視 【156 条】		
要求及び実地調	【130 采】 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があ		В
安水及∪关地調 査)	ると認めるときは、行政機関の長等(会計検査院長を除く。以		
 12. /	ると認めるとさは、行政機関の長等(云前機重院技を除く。以下この款において同じ。)に対し、行政機関等における個人情		
	報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出		
	サル 「Ѵヤルルメ゙゙に肉յるず切り大肥イイルについて、貝科り灰山		1
	及び説明を求め マけその職員に宝地調査をされるアレがで		
	及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。		

(指導及び助	【157条】		
言)	委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。		
(勧告)	【158条】 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。		
(勧告に基づい	【159条】		
てとった措置に ついての報告の 要求) (委員会の権限	たときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてと った措置について報告を求めることができる。		
の行使の制限)	第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機 関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該 各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対 して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使		
	しないものとする。		
第三節 (略) 第四節 雑則			
第四郎 雑則 (施行の状況の	【165 条】	【37 条】	A
公表)	委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	市長は、毎年度1回、この条例による個人情報保護制度の 各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するもの	A
(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)	地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び		В
	【166条2項】 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報 の提供又は技術的な助言を行うものとする。	【36条】 市長は、他の実施機関に対し、個人情報等の保護に関し、 報告を求め、又は助言を行うことができる。	A
(条例を定めた ときの届出)	【167条1項】 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。		В
	【167条2項】 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に 係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公 表しなければならない。		В
	【167条3項】 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更 について準用する。		В
(地方公共団体 が処理する事 務)	この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は 第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任され た権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共 団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。		В
第七章 雑則 (略	§)		
第八章 罰則	【176条】 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二 項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百 二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しく は従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加 工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労 働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がない	【39条】 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 14 条第 1 項の処理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物である公文書であって、個人の秘密に属する事項が記録さ	A

のに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項 第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲 役又は百万円以下の罰金に処する。	れたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	
【177 条】 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した		В
者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。		
【178条】 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した		В
場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。		
【179条】		
個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者		В
又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項に		
おいて同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は		
管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業		
務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又		
は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは		
第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき		
は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	T (1)	
【180条】 然天1、1十夕、相中十八大、2、8类数点眼】不知的祖本/四	【40条】	A
第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保 有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で	前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に 記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益	
提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以		
下の罰金に処する。	役又は50万円以下の罰金に処する。	
【181条】	【41条】	4
行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用	実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用	A
以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録され	以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録	
た文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲	された文書, 図画, 写真又は電磁的記録を収集したときは,	
役又は五十万円以下の罰金に処する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	
【182条】		В
次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をし		D
た者は、五十万円以下の罰金に処する。		
一第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出はおいず、ボルイルを作る担告は、ボルイルを作る担告は、ボルイルを作るを関す		
出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を		
提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは 虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避		
こんこと。 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告		
をしたとき。		
【183条】	【42条】	٨
第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十	前3条の規定は、神戸市外においてこれらの条の罪を犯し	A
一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯し	た者にも適用する。	
た者にも適用する。		
【184条1項】		В
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の		
従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる		
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して て当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金		
刑を科する。		
一第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑		
二 第百八十二条 同条の罰金刑		
【184条2項】		D
法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、		В
その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団		
体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑		
事訴訟に関する法律の規定を準用する。		

	【185条】 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		В
	三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者		
情報公開・個人情	報保護審査会設置法		
(趣旨)	【1条】 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並 びに調査審議の手続等について定めるものとする。		
(設置)	【2条】 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十九条第一項 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第十九条第一項 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十三条第一項 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第四十三条第一項	【33条1~3項】 市長の附属機関として、審議会を置く。 2 審議会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項若しくは重要事項、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る審査請求又は番号法第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議するものとする。 3 審議会は、個人情報等の保護に関する事項に関し、市長その他の執行機関に意見を述べることができる。	D (法 105条 3項) (法 129条) (法 108条)
(組織)	【3条】 審査会は、委員十五人をもって組織する。 変員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とすることができる。	【33 条 4 項】 4 審議会は、15 人以内の委員で組織する。	D (法 105 条 3 項)
(委員)	【4条】 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。	【33条5項】 5 審議会の委員は、学識経験者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。	D (法 105 条 3 項)
	3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。		
	4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	【33条6項】 6 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨 げない。	D (法 105 条 3 項)
	5 委員は、再任されることができる。	【33条7項】 7 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は,前任者 の残任期間とする。	D (法 105 条 3 項)
	6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。		
	8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	【33条8項】 8 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	D (法 105 条 3 項)

	9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、 又は積極的に政治運動をしてはならない。		
	10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。		
	11 委員の給与は、別に法律で定める。		
(会長)	【5条】 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。	【神戸市個人情報保護審議会運営要綱3条】 1 審議会に、不服申立審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。 2 審査部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。 3 審査部会に部会長を置き、審査部会の委員の互選によ	D (法 105 条 3 項)
(合議体)	【6条】 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。	ってこれを定める。 【神戸市個人情報保護審議会運営要綱4条】 1 審査部会は、神戸市個人情報保護条例(平成9年10月 条例第40号。以下「条例」という。)第26条の規定に より、審議会の所管とされている事項を調査審議する。 2 審査部会の会議は原則非公開とする。	D (法 105 条 3 項)
(事務局)	【7条】 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。	【神戸市個人情報保護審議会規則4条】 審議会の庶務は、市長室において処理する。	(D) (法 105 条 3 項)
(定義)	【8条】 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 ニ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第一項に規定する開示決定等に係る行政文書(同法第二条第二項に規定する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法人文書(同法第二条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書(同法第二条第二項に規定する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する間示決定等に係る法人文書をいう。次号において同じ。)を含む。) こ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。) 3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第五項に規定する保有		

	個人情報をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報(同法第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。)を含む。) 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。)		
(審査会の調査権限)	【9条】 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政 文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。こ の場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された 行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができな い。	【26条の4】 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人 情報等(利用停止決定等に係るものにあっては情報提供 等記録を除く。以下この条において同じ。)の提示を求め ることができる。この場合においては、何人も、審議会 に対し、その提示された個人情報等の開示を求めること ができない。	D (法 108 条) インカメラ審理
	2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったと きは、これを拒んではならない。	2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあった ときは、これを拒んではならない。	D (法 108 条)
	3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十六条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	開示決定等, 訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人 情報等に含まれている情報の内容を審議会の指定する 方法により分類し, 又は整理した資料を作成し, 審議会 に提出するよう求めることができる。	D(法 108 条)ボーンインデックスA行政不服審査法74条(同法 81 条 3項により準用)
(意見の陳述)	【10条】 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	【26条の5】 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当 該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなけ ればならない。ただし、審議会が、その必要がないと認 めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、 審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することがで きる。	A 行政不服審査法 75条 (同法 81条 3 項により準用)
(意見書等の提 出)	【11条】 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出する ことができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべ き相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出し なければならない。	【26条の6】 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	A 行政不服審査法 76条 (同法 81条3 項により準用)
(委員による調 査手続)	【12条】 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員 に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等若し くは保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調 査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による審査請求人 等の意見の陳述を聴かせることができる。		

(提出資料の写	【13 条】		
しの送付等)	審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規		
	定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見		
	書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ		
	の他人の知覚によっては認識することができない方式で作		
	られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供		
	されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に		
	あっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書		
	面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の		
	審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益		
	を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理		
	由があるときは、この限りでない。		
	2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見	【26条の7】	A
	書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項	審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意	
	を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求め	見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合に	行政不服審査法
	ることができる。この場合において、審査会は、第三者の利	おいて、審議会は、第三者の利益を害するおそれがある	78条
	益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由	と認めるときその他正当な理由があるときでなければ、	(同法 81 条 3
	があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。	その閲覧を拒むことができない。	項により準用)
	3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定		
	による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に		
	係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴か		同上
	 なければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認		
	めるときは、この限りでない。		
	4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場	2 審議会は,前項の規定による閲覧について,日時及び場	
	所を指定することができる。	所を指定することができる。	同上
(調査審議手続	【14 条】	【26条の8】	D
の非公開)	審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。	審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開し	D
		ない。	(法 108 条)
(審査請求の制	【15 条】		
限)	この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為		
	については、審査請求をすることができない。		
(答申書の送付	【16条】	【第 26 条の 9】	Λ
等)	審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審	審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写	A
	査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表	しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。	行政不服審査法
	するものとする。	2 諮問庁は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を	79条
		公表するものとする。	(同法 81 条 3
			項により準用)
(政令への委任)	【17条】	【33条9項】	D
	この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政	9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に	
	令で定める。	関し必要な事項は,規則で定める。	(法 108 条)
(罰則)	【18条】		
	第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以		
	下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。		